

信州須坂まちの元気創出推進委員会キャッシュレス決済推進補助金交付要領

令和3年9月10日
信州須坂まちの元気創出推進委員会
委員長 中澤正直
事務局：信州須坂 DX 推進共同企業体

1. 概要

「先進技術の活用による販売体制強化事業」における須坂市内事業者のキャッシュレス決済の普及による地域の活性化を目的に、現金を使用しない決済手段を導入するために必要となる投資に対する補助を実施します。

本補助金は、事業者の方が令和3年10月11日までに申請し、実施したキャッシュレス決済導入の端末等購入費用及びそれに付随する初期費用等を補助するものです。対象者や申請方法等は、次項のとおりです。

2. 対象者

- 先進技術の活用による販売体制強化事業補助金交付規程第4条に該当する事業者で下記の条件に該当する者
- 申請日時点で事業を開始しており、申請日以降、少なくとも1年以上同一の店舗等で事業を継続する予定があること
- 市内店舗等でキャッシュレス決済（クレジットカード決済・電子マネー決済・バーコード決済・非接触型決済等）の導入等を予定していること

3. 補助金額

補助事業の区分	補助事業		補助率	上限額
	対象経費	内容		
キャッシュレス決済の導入	導入支援費	キャッシュレス決済の新規導入、機能追加等に関する導入支援費 ※使用時の決済手数料等を内包する。 普及・利用状況の調査協力が条件	10/10	3万円
	備品費	決済端末、モバイル端末、バーコードリーダー、決済表示用ディスプレイ、レシートプリンタ、Wi-Fi ルーター（決済端末等の接続に要するもの）など	4/5	7万円
	諸経費	回線工事費など キャッシュレス決済導入に関わる通信費など		

	その他	必要経費として事務局が認めるもの ※事前にご相談下さい。		
--	-----	---------------------------------	--	--

- 「導入支援費」は対象者へ一律3万円を事業実施時に支給します。
- 補助対象経費に消費税は含みません。
- 交付決定から令和4年2月28日までに設置・対象経費の支払いが完了したものに限りです。

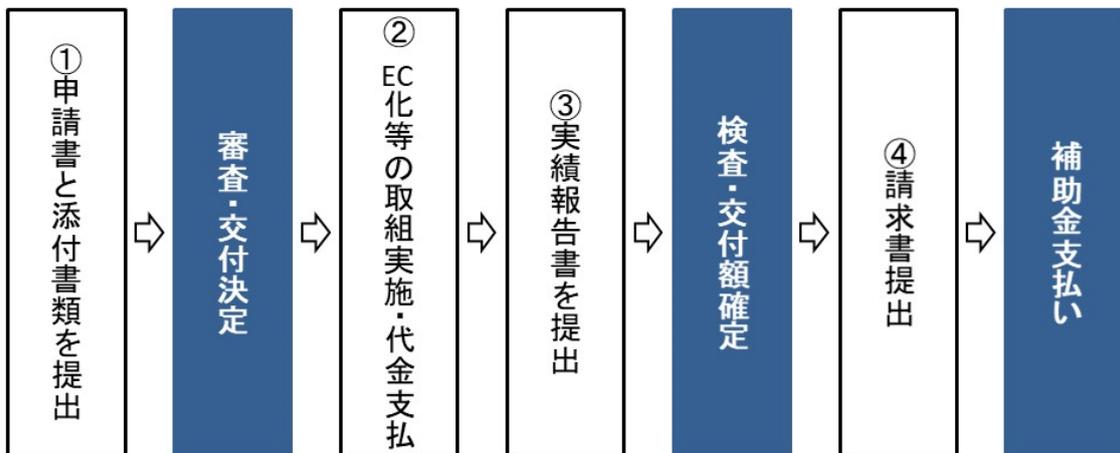
4. 必要書類

次の種類を揃えて申請していただきますようお願い致します。

- 信州須坂まちの元気創出推進委員会キャッシュレス決済推進補助金交付申請書（様式1）
- 見積書及びカタログやパンフレット等、取組概要がわかる計画書（様式1別紙）

5. 申請期間

- 令和3年9月10日（金曜日）から令和3年10月11日（月曜日）まで



6. その他

注意事項

- 導入実施後に使用状況などの調査にご協力いただくようお願いします。
- 事務局等担当者が導入場所等の現地確認に伺う場合があります。
- 「先進技術の活用による販売体制強化事業交付規程」も必ずご確認ください。

申請・お問い合わせ先

事務局：特定非営利活動法人信州 SOHO 支援協議会

住所：〒382-0047 長野県須坂市大字井上 1835-1（須坂技術情報センター内）

連絡先：電話番号 026-251-2255

メールアドレス：info@shinshu-soho.jp

申請時には窓口にご持参もしくは郵送ください。